

○日本育英会職員給与規程

昭和19年4月20日

達第11号

改正 昭和48年3月24日達第604号  
昭和48年11月13日達第616号  
昭和49年4月27日達第630号  
昭和49年6月4日達第633号  
昭和49年10月25日達第637号  
昭和50年10月15日達第648号  
昭和51年11月11日達第665号  
昭和51年12月2日達第668号  
昭和52年6月27日達第676号  
昭和52年10月14日達第680号  
昭和53年10月26日達第691号  
昭和55年2月28日達第704号  
昭和56年1月26日達第721号  
昭和57年3月20日達第736号  
昭和57年6月30日達第746号  
昭和59年1月25日達第756号  
昭和59年12月27日達第774号  
昭和60年12月24日達第780号  
昭和61年12月10日達第792号  
昭和62年6月24日達第804号  
昭和62年12月16日達第807号  
昭和63年12月20日達第819号  
平成元年12月18日達第829号  
平成2年4月16日達第837号  
平成2年12月26日達第845号  
平成3年7月8日達第849号  
平成3年12月24日達第855号  
平成4年3月31日達第863号  
平成4年4月30日達第874号  
平成4年12月17日達第880号  
平成5年11月24日達第887号  
平成6年3月25日達第893号  
平成6年8月31日達第902号  
平成6年11月15日達第906号  
平成7年4月3日達第914号

平成7年11月7日達第921号  
平成8年12月16日達第933号  
平成9年12月15日達第950号  
平成10年11月5日達第971号  
平成11年12月6日達第991号  
平成13年1月15日達第1004号  
平成13年3月28日達第1009号  
平成13年12月28日達第1029号  
平成14年11月28日達第1057号  
平成15年11月28日達第1083号

## 日本育英会職員給与規程

### 第1章 総則

(総則)

第1条 日本育英会の本部および支所の常勤の職員（以下「職員」という。）に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給および諸手当とし、それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 基本給は、俸給および扶養手当とする。
- (2) 諸手当は、役職手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当及び特別手当とする。

(給与の支払)

第3条 この規程に基づく給与は、現金で支払わなければならない。

2 支払いに当たって1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### 第2章 基本給

(俸給)

第4条 俸給は日本育英会職員服務規程（以下「服務規程」という。）に定める勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難および責任の度に基づき、かつ、勤労の強度その他勤務条件を考慮したものでなければならない。

(俸給表)

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 第1俸給表（別表第1）
- (2) 第2俸給表（別表第2）

2 第1俸給表の適用を受ける職員の職務の等級の分類は、等級別標準職務表（別表第4）による。

(俸給の支給)

第6条 俸給の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、支給定日はその月の17日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）とする。

- 2 給与期間中俸給の支給定日後において新たに職員となつた者および給与期間中俸給の支給定日前において退職し、または死亡した職員には、その際俸給を支給する。
- 3 職員が休職を命ぜられた場合または休職の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算によりこれを支給する。給与期間の初日から引き続き休職中にある職員が俸給の支給定日後に職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

(俸給の日割計算)

第7条 新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで俸給を支給し、死亡したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。
- 3 前2項の規定により俸給を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、または給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その給与期間の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

(俸給の半減)

第8条 病気休暇の期間が引続き3月をこえる者は、俸給の半額を減ずる。

(採用・昇格の原則)

第9条 職員を新たに採用し、または昇格させるには、その採用し、または昇格させようとする職務の等級の定数に欠員があり、これを補充しようとする場合であつて、かつ、採用し、または昇格させる者が、採用し、または昇格させようとする職務の等級に適すると認められる場合に限るものとする。

(初任給)

第10条 新たに職員となつた者の初任給の基準は、その者の学歴免許等の資格に応じて初任給基準表（別表第5）に掲げる等級または号俸とする。

- 2 前項の初任給基準表の学歴欄に掲げる学歴免許等の資格をこえる資格または経験等を有する者の初任給は、その者の資格または経験に応じ、他の職員との均衡を考慮して同表の初任給欄に掲げる等級または号俸より上位の等級または号俸に決定することができる。

(昇格)

第11条 職員を他の職務の等級に昇格させるときは、その者の資格に応じて、1等級上位の職務の等級に決定するものとする。この場合におけるその者の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

- 2 前項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の等級にお

いて2年以上在級していなければ昇格させることはできない。ただし、職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合にはこの限りでない。

- 3 職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、または著しい障害の状態となつたときは、前2項の規定にかかわらず、特に昇格させることができる。

#### 第12条 削除

(昇給)

第13条 職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。

- 2 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、もしくはその現に受ける号俸より2号俸以上上位の号俸まで昇給させ、またはそのいずれをもあわせて行なうことができる。
- 3 職員の俸給月額がその属する職務の等級における俸給の幅の最高額である場合または最高額をこえている場合には、その者が同一の職務の等級にある間は、昇給しない。ただし、それらの俸給月額を受けている職員で、その俸給月額を受けるに至つた時から24月（その俸給月額が職務の等級における俸給の幅の最高額である場合にあつては、18月）を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の等級における俸給の幅の最高額をこえて、昇給させることができる。
- 4 55歳（第2俸給表の適用を受ける職員にあつては、57歳）以上の職員は、前3項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、別に定めるところにより、昇給させることができる。

(昇給の時期)

第14条 前条に規定する昇給の時期は、1月1日、4月1日、7月1日または10月1日とする。

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - (1) 配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子および孫
  - (3) 満60歳以上の父母および祖父母
  - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については、13,500円とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円）、

その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出）

第16条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を所定の扶養親族認定申請書により届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）
- (3) 扶養親族がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）

（扶養手当の支給始期および終期）

第17条 扶養手当は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、職員に前条第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始する。ただし、その届け出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始する。

- 2 扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届け出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつてその支給を終る。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員にさらに前条第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届け出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同条第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届け出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

第1項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに同条第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族で同条の規定による届け出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族で同条の規定による届け出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は前条第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（扶養手当の支給）

第18条 扶養手当の支給については、第6条第1項および第2項の規定を準用する。

2 前項の扶養手当の支給については、その支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日以降において支給することができる。

### 第3章 諸手当

（役職手当）

第19条 役職手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 本部の部長，次長，課長，室長，参事，考査役及び支所の支所長，課長
- (2) 本部の課長補佐，専門職

2 役職手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、俸給月額に当該各号に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 100分の20以内
- (2) 前項第2号に掲げる職員 100分の8以内

3 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（第32条第1項の場合及び職務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。

4 第1項に規定する職を、月の初日以外の日に命ぜられた場合又は月の末日以外の日に免ぜられた場合（退職し、又は死亡した場合を含む。）におけるその月の役職手当の支給については、第6条及び第7条の規定を準用する。

5 第24条の規定は、第1項第1号の職員には適用しない。

6 第2項の規定による額が、日本育英会役員給与規程（昭和41年3月31日達第489号）第4条に規定する役員の俸給月額のうち最低の俸給月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額に106分の100を乗じて得た額から職員が受ける俸給月額と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する役職手当の額は第2項の規定にかかわらず、その差し引いた額に満たない額とする。

（特別都市手当）

第19条の2 特別都市手当は、別表第7に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

2 特別都市手当の月額は、基本給及び役職手当の月額合計額に、別表第7の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 別表第7に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合において、当該異動の直後に勤務する地域に係る特別都市手当の支給割合が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る特別都市手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に勤務していた地域に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる特別都市手当（当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る特別都市手当の支給割合が当該異動の日の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の支給割合による特別都市手当）を支給する。

4 特別都市手当の支給については、第6条および第7条の規定を準用する。

（住居手当）

第19条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円をこえる家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(2) 自ら所有する住宅又は別に定めるこれに準ずる住宅のうち、当該職員その他別に定める者によつて新築され又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している世帯主である職員

(3) 第23条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（第3項に規定する日本育英会の職員宿舎、国家公務員宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項の規定にかかわらず次に掲げる職員には、住居手当を支給しない。ただし、第1項第3号に該当する場合を除く。

- (1) 日本育英会の職員宿舎に入居している職員
- (2) 国家公務員宿舎等に入居している職員
- (3) 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員  
(住居の届出)

第19条の4 新たに前条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、所定の様式の住居届により、その居住の実情をすみやかに届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があつた場合についても同様とする。

(住居届の確認および住居手当の月額の設定)

第19条の5 職員から前条の規定による届け出があつたときは、その届け出に係る事実を確認し、その者が第19条の3の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、もしくは改定しなければならない。

2 前項の規定による確認をするにあつては、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届け出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

(住居手当の支給の始期および終期)

第19条の6 住居手当の支給は、職員が新たに第19条の3の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第19条の4の規定による届け出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(住居手当の事後の確認)

第19条の7 現に住居手当の支給を受けている職員が第19条の3の職員たる要件を具備しているかどうかおよび住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。



- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他特に本会の承認を得た交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額を、理事長が別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額）とする。
- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 自動車等の使用距離（以下この項において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- (2) 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円
- (3) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円
- (4) 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円
- (5) 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円
- (6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円
- (7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円
- (8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円
- (9) 使用距離が片道40キロメートル以上である職員 20,900円
- 4 第1項第3号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、交通機関等の運賃等相当額および前項に掲げる額の合計額（その額が45,000円をこえるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円をこえるときは、5,000円）を45,000円に加算した額）とする。ただし、第1項第3号に掲げる職員のうち、

自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるものに支給する通勤手当の月額額は、第2項に規定する額とし、その額が2,000円に満たないときは2,000円とする。

5 事務所を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が2万円を超えるときは、2万円）及び第2項から前項までの規定による額の合計額とする。

6 前項の規定は、国家公務員、地方公務員又は公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）であつた者から引き続き職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の月額額の算出について準用する。

（通勤方法等の届出）

第21条 職員は、新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、別に定めるところに従い、その通勤の実情をすみやかに届け出なければならない。同条同項の職員が住居、通勤経路もしくは通勤方法を変更し、または通勤のため負担する運賃等の額に変更のあつた場合についても同様とする。

（通勤手当の支給始期および終期）

第22条 通勤手当は、職員に新たに第20条第1項の職員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始する。ただし、通勤手当の支給の開始については、第21条の規定による届け出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行なはれたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

2 通勤手当は、職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、職員が第20条第1項の職員たる要件を欠くに至つた場合

においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつてその支給を終わる。

- 3 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第1項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（通勤手当の支給できない場合）

第23条 第20条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

（単身赴任手当）

第23条の2 事務所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、23,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

- 3 国家公務員、地方公務員又は公庫等職員であつた者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

- 5 前4項に規定する別に定める事項は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

（超過勤務手当）

第24条 休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員又は休日において勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対

して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100分の125
- (2) 休日における勤務 100分の135（休日において勤務することを命ぜられた職員が、休日の振替を行つた場合を除く。）

#### 第25条 削除

（端数計算）

第26条 第24条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第27条 第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第27条の2 第19条の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員で同条第5項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により服務規程第12条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項は、別に定める。
- 4 前2項に規定する別に定める事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

#### 第28条 削除

#### 第29条 削除

（給与の減額）

第29条の2 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護休暇取得者の給与）

第29条の3 介護休暇については、前条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(特別手当)

第30条 特別手当は、6月及び12月において、それぞれの月の1日（以下「支給基準日」という。）に在職する職員に対し、そのつど別に定める日に支給する。これらの支給基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれの支給基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在）において当該職員が受けるべき基本給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額（次表(1)に定める職員にあつては、俸給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次表(2)に定める職員にあつては、その額に、俸給の月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）を基準として一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額に、当該職員の勤務成績等に応じ、別に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 職制上の段階、職務の等級等を考慮する職員

職員の区分	加算率
部長、次長、支所長	100分の20
課長、室長、参事、考査役	100分の15
課長補佐、専門職並びに3等級にある係長及び専門員	100分の10
4等級にある係長、主任及び専門員	100分の5

(2) 管理又は監督の地位にある職員

職務の区分	割増率
部長、次長、支所長	100分の23以内
課長、室長、参事、考査役	100分の14以内

(特別手当の支給の一時差止め)

第30条の2 特別手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「会長」、「期末手当」とあるのは「特別手当」と読替えるものとする。

(諸手当の支給定日)

第31条 役職手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当の支給については、第6条および第7条の規定を準用する。ただし、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当については、一の月の分を次の月における俸給の支給定日に支給する。

2 住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給については、第6条第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、その支給定日までに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日以降において支給することができる。

第4章 退職者の給与

(休職者の給与)

- 第32条 職員が職務上の傷病又は通勤による傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が1年（結核性疾患にあつては2年）に達するまでは、これに俸給、扶養手当、特別都市手当及び住居手当（以下この条において「俸給等」という。）の100分の80及び特別手当を支給することができる。ただし、結核性疾患を事由とする休職に限り、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、この期間を超え1年に達するまでは、これに俸給等の100分の60及び特別手当を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに俸給等の100分の60以内を支給することができる。
- 4 第2項に定める特別手当の額は、第30条第2項に定める額の100分の60とする。

第5章 育児休業者等の給与

(育児休業者等の給与)

- 第33条 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。
- 3 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 4 第3項に規定するもののほか、育児休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 補則

(補則)

- 第34条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和41年3月28日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。
- 2 昭和40年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員の切替日における等級または号俸は、その者の切替日における日本育英会給与規程（以下「旧規程」という。）に定める等級または号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する切替表（附則別表）に定める等級または号俸とする。
- 3 前項の規定により切替日における等級または号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の第13条第1項および第3項ただし書の規定の適用については旧号俸を受けていた期間を切替日における切替表の等級および号俸を受ける期間に通算する。ただし、旧規程第1俸給表の5等級、6等級および7等級の1号俸を受けていた者については、通算しない。
- 4 この規程の施行前にすでに職員に支払われた切替日から昭和41年3月28日までの期間に係る給与は、この規程による給与の内払いとみなす。

5 昭和49年度に限り、第30条の規定による特別手当のほか、昭和49年4月27日に在職する職員に対して、同日において職員が受けるべき俸給の月額等の合計額（第30条の規定により支給される特別手当の額の計算の基礎となる俸給の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の30を乗じて得た額を支給する。

6 大学卒試験採用職員のうち、6等級1号俸を受ける者の俸給月額は、当分の間、第10条の規定及び別表第1にかかわらず、190,600円とする。

附則別表

切替表

(1) 第1俸給表の適用を受ける者

切替日 における 前の等 級および 号俸	切替日 における 後の等 級および 号俸	切替 日に おける 切替 前の等 級の等 級および 号俸	切替 日に おける 切替 後の等 級の等 級および 号俸	切替 日に おける 切替 前の等 級の等 級および 号俸	切替 日に おける 切替 後の等 級の等 級および 号俸	切替 日に おける 切替 前の等 級の等 級および 号俸	切替 日に おける 切替 後の等 級の等 級および 号俸	切替 日に おける 切替 前の等 級の等 級および 号俸	切替 日に おける 切替 後の等 級の等 級および 号俸	切替 日に おける 切替 前の等 級の等 級および 号俸	切替 日に おける 切替 後の等 級の等 級および 号俸	切替 日に おける 切替 前の等 級の等 級および 号俸	切替 日に おける 切替 後の等 級の等 級および 号俸
等級号 俸	等級号 俸	等級 号俸	等級 号俸	等級 号俸	等級 号俸	等級 号俸	等級 号俸	等級 号俸	等級 号俸	等級 号俸	等級 号俸	等級 号俸 (第2 俸給 表)	等級 号俸
1-1	1-3	2-1	2-4	4-1	3-1	5-1	4-1	6-1	5-1	7-1	6-1	5-2	7-1
												同上	
1-2	1-4	2-2	2-5	4-2	3-2	5-2	4-1	6-2	5-1	7-2	6-1	5-3	7-2
1-3	1-5	2-3	2-6	4-3	3-3	5-3	4-2	6-3	5-2	7-3	6-2	8-1	7-3
1-4	1-6	2-4	2-7	4-4	3-4	5-4	4-3	6-4	5-3	7-4	6-3	8-2	7-4
1-5	1-7	2-5	2-8	4-5	3-5	5-5	4-4	6-5	5-4	7-5	6-4	8-3	7-5
1-6	1-8	2-6	2-9	4-6	3-6	5-6	4-5	6-6	5-5	7-6	6-5	8-4	7-6
1-7	1-9	2-7	2-10	4-7	3-7	5-7	4-6	6-7	5-6	7-7	6-6	8-5	7-7
1-8	1-10	2-8	2-11	4-8	3-8	5-8	4-7	6-8	5-7	7-8	6-7	8-6	7-8
1-9	1-11	2-9	2-12	4-9	3-9	5-9	4-8	6-9	5-8	7-9	6-8	8-7	7-9
1-10	1-12	2-10	2-13	4-10	3-10	5-10	4-9	6-10	5-9	7-10	6-9	8-8	7-10
1-11	1-13	2-11	2-14	4-11	3-11	5-11	4-10	6-11	5-10	7-11	6-10	8-9	7-11
1-12	1-14	2-12	2-15	4-12	3-12	5-12	4-11	6-12	5-11	7-12	6-11	8-10	7-12

1—13	1—15	2—13	2—16	4—13	3—13	5—13	4—12	6—13	5—12	7—13	6—12	8—11	7—13
		2—14	2—17	4—14	3—14	5—14	4—13	6—14	5—13	7—14	6—13	8—12	7—14
		2—15	2—18	4—15	3—15	5—15	4—14	6—15	5—14	7—15	6—14	8—13	7—15
						5—16	4—15	6—16	5—15			8—14	7—16
						5—17	4—16	6—17	5—16			8—15	7—17
						5—18	4—17	6—18	5—17			8—16	7—18

(2) 第2俸給表の適用を受ける者

切替日における切替 前の等級および号俸	切替日における切替 後の号俸	切替日における切替 前の等級および号俸	切替日における切替 後の号俸
等級号俸	号俸	等級号俸	号俸
5—2	1	3—12	21
5—3	2	3—13	22
5—4	3	3—14	23
4—1	4	3—15	24
4—2	5	3—16	25
4—3	6	3—17	26
4—4	7	2—12	27
4—5	8	2—13	28
4—6	9	2—14	29
3—1	10	2—15	30
3—2	11	2—16	31
3—3	12	2—17	32
3—4	13	2—18	33
3—5	14	2—19	34
3—6	15	2—20	35
3—7	16	2—21	36
3—8	17	2—22	37
3—9	18	2—23	38
3—10	19	2—24	39
3—11	20	2—25	40

(3) 第3俸給表の適用を受ける者

切替日における切替 前の号俸	切替日における切替 後の号俸	切替日における切替 前の号俸	切替日における切替 後の号俸
号俸	号俸	号俸	号俸
2	1	17	16
3	2	18	17
4	3	19	18



5	4	20	19
6	5	21	20
7	6	22	21
8	7	23	22
9	8	24	23
10	9	25	24
11	10	26	25
12	11	27	26
13	12	28	27
14	13	29	28
15	14	30	29
16	15		

附 則

- この改正規程は、昭和41年3月31日から施行し、昭和40年9月1日から適用する。
- 昭和40年9月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸または最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸または俸給月額およびこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。
- 昭和37年9月30日において附則別表に掲げられている号俸を受けていた職員に対する切替日（昭和40年10月1日において昇給規定（第13条第1項または第3項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。）により昇給した職員にあつては、この改正規程の施行の日）以降における最初の昇給規定の適用については、昇給規定に定める期間から3月を減じた期間をもって昇給規定に定める期間とする。
- 改正前の規程に基づいて、切替日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附則別表

昇給期間の短縮される号俸の表

職務の等級	俸給表	第1俸給表	第2俸給表
2等級			8号俸から～18号俸まで
3等級			11 ～21
4等級		1号俸から～3号俸まで	18 ～28
5等級	2 ～8		25 ～31
6等級	6 ～12		
7等級	9 ～15		

備考 この表に掲げる職務の等級および号俸は、昭和37年9月30日現在の俸給表による職務の等級および号俸を示す。

附 則

- この改正規程は、昭和42年3月29日から施行し、昭和41年9月1日から適用する。

- 2 昭和41年9月1日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
- 3 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸または最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸または俸給月額およびこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。
- 4 改正前の規程に基づいて、切替日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この改正規程は、昭和43年2月14日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて、昭和42年8月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、昭和44年1月10日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。ただし、改正後の第20条の規定は、昭和43年5月1日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて、昭和43年7月1日（通勤手当にあつては昭和43年5月1日）からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則 抄

（施行期日等）

- 1 この改正規程は、昭和45年3月31日から施行し、昭和44年6月1日から適用する。ただし、昭和44年6月1日において在職する職員に対して、昭和44年6月に支給する特別手当に関する改正後の規程の適用については、第30条第2項第2号中「職員が受けるべき」とあるのは、「改正前の規程により職員が受けるべきであつた」とする。

（給与の内払）

- 5 改正前の規程に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この改正規程は、昭和46年3月31日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。ただし、改正後の第29条の規定は昭和46年1月1日から適用する。

（住居手当に関する経過措置）

- 2 昭和45年5月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第19条の3の職員たる要件を具備する期間があつた者に関する第19条の4および第19条の6の規定の適用については、第19条の4中「すみやかに」とあるのは「この規程の施行の日以降すみやかに」と、第19条の6第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「この改正規程の施行の日から60日」

とする。

- 3 この改正規程の施行の日から45日を経過するまでの間において、第19条の3の職員たる要件を具備するに至った職員に関する第19条の6の適用については、同条第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「この規程の施行の日から60日」とする。

(給与の内払)

- 4 改正前の規程に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この改正規程は、昭和47年3月21日から施行し、昭和46年5月1日から適用する。ただし、改正後の第15条第4項の規定は、昭和47年1月1日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて、昭和46年5月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この改正規程は、昭和48年1月31日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて、昭和47年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則 (昭和48年3月24日達第604号)

- 1 この改正規程は、昭和48年3月24日から施行し、昭和48年3月1日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて、昭和48年3月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則 (昭和48年11月13日達第616号)

- 1 この改正規程は、昭和48年11月13日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第29条第2項の規定は、同年9月1日から適用する。
- 2 昭和48年4月1日(以下「切替日」という。)からこの改正規程の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の規程第19条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間または同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間または達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第19条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この改正規程の施行の際改正前の規程第19条の3の規定によりこの改正規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなり、または同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの改正規程の施行の日から昭和49年3月31日(同日前に次の各号に掲げる事由が生じた職員にあつては、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日(その事由が生じた日が月の初日であるとき

は、その日の前日) ) までの間の住居手当についても同様とする。

- (1) この改正規程による改正前の規程第19条の3に規定する職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) この改正規程施行の際居住していた住所を変更した場合(前号に該当する場合を除く。)
- (3) この改正規程施行の際居住していた住居の家賃の額が変更された場合において、この項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる住居手当の額がこの項の規定により受けるべき住居手当の額に達することとなつたとき

3 職員が、改正前の規程の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程(住居手当については、改正後の規程第19条の3または前項)の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和49年4月27日達第630号)

この改正規程は、昭和49年4月27日から施行する。

附 則(昭和49年6月4日達第633号)

- 1 この改正規程は、昭和49年6月4日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程施行の前に改正前の規程に基づいて昭和49年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則(昭和49年10月25日達第637号)

- 1 この改正規程は、昭和49年10月25日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の日本育英会職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第29条第2項及び第30条第2項の規定は、同年9月1日から適用する。
- 2 改正前の日本育英会職員給与規程に基づいて、昭和49年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則(昭和50年10月15日達第648号)

- 1 この改正規程は、昭和50年10月15日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までの間は、第19条第2項の役職手当についての規定中「100分の20以内」とあるのは、「100分の18以内」とする。
- 3 昭和50年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間において、改正前の規程第19条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間または同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間または達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第19条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この改正規程の施行の際改正前の規程第19条の3の規定によりこの改正規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなり、または同条の規定による住居手当の額が改正前の規程

第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの改正規程の施行の日から昭和51年3月31日（同日前に次の各号に掲げる事由が生じた職員にあつては、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日（その事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の前日））までの間の住居手当についても同様とする。

- (1) この改正規程による改正前の規程第19条の3に規定する職員たる要件を欠くに至った場合
  - (2) この改正規程施行の際居住していた住所を変更した場合（前号に該当する場合を除く。）
  - (3) この改正規程施行の際居住していた住居の家賃の額が変更された場合において、この項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる住居手当の額がこの項の規定により受けるべき住居手当の額に達することとなつたとき
- 4 職員が、改正前の規程の規定に基づいて、昭和50年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程（住居手当については、改正後の規程第19条の3または前項）の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和51年11月11日達第665号）

この改正規程は、昭和51年11月11日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年12月2日達第668号）

- 1 この改正規程は、昭和51年12月2日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 職員が、改正前の規程に基づいて、昭和51年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則（昭和52年6月27日達第676号）

この改正規程は、昭和52年6月27日から施行する。

附 則（昭和52年10月14日達第680号）

- 1 この改正規程は、昭和52年10月14日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 昭和52年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間において、改正前の規程第19条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第19条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この改正規程の施行の際改正前の規程第19条の3の規定によりこの改正規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの改正規程の施行の日から昭和53年3月31日（同日前に次の各号に掲げる事由が生じた職員にあつては、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日（その事由が生じた日が月の初

日であるときは、その日の前日) ) までの間の住居手当についても同様とする。

- (1) この改正規程による改正前の規程第19条の3に規定する職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) この改正規程施行の際居住していた住所を変更した場合(前号に該当する場合を除く。)
- (3) この改正規程施行の際居住していた住居の家賃の額が変更された場合において、この項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる住居手当の額がこの項の規定により受けるべき住居手当の額に達することとなつたとき

3 職員が、改正前の規程の規定に基づいて、昭和52年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程(住居手当については、改正後の規程第19条の3又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和53年10月26日達第691号)

- 1 この改正規程は、昭和53年10月26日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 職員が、改正前の規程に基づいて、昭和53年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則(昭和55年2月28日達第704号)

- 1 この改正規程は、昭和55年2月28日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 昭和54年4月1日からこの改正規程の施行の日の前日までの間において、改正前の規程第19条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第19条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この改正規程の施行の際改正前の規程第19条の3の規定によりこの改正規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの改正規程の施行の日から昭和55年3月31日(同日前に次の各号に掲げる事由が生じた職員にあつては、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日(その事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の前日) ) までの間の住居手当についても同様とする。

- (1) この改正規程による改正前の規程第19条の3に規定する職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) この改正規程施行の際居住していた住所を変更した場合(前号に該当する場合を除く。)
- (3) この改正規程施行の際居住していた住居の家賃の額が変更された場合において、この項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる住居手当の額がこの項の規定により受けるべき住居手当の額に達することとなつたとき

- 3 職員が、改正前の規程の規定に基づいて、昭和54年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程（住居手当については、改正後の規程第19条の3又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和56年1月26日達第721号）

- 1 この改正規程は、昭和56年1月26日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。
- 2 職員が、改正前の規程の規定に基づいて、昭和55年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則（昭和57年3月20日達第736号）

- 1 この規程は、昭和57年3月20日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和56年4月1日から適用する。ただし、第19条の2第2項の改正規定は、昭和57年4月1日から施行する。

- 2 昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの間（以下「調整期間」という。）において、役職手当を受ける職員のうち、国家公務員の例に準じて会長が別に定める職を占める職員（以下「管理職員」という。）に係る俸給、扶養手当、役職手当、特別都市手当、住居手当及び通勤手当に関する取扱いは国家公務員の例に準じて会長が別に定める。

- 3 昭和56年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の日本育英会職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第19条の3の規定により住居手当を支給されていた期間（管理職員である期間を除く。）のうち、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第19条の3及び附則第1項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の規程第19条の3の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和57年3月31日（同日前に次の各号に掲げる事由が生じた職員にあつては、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日（その事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の前日））までの間（管理職員である期間を除く。）の住居手当についても同様とする。

- (1) 改正前の規程第19条の3に規定する職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) この規程の施行の際居住していた住居を変更した場合（前号に該当する場合を除く。）
- (3) この規程の施行の際居住していた住居の家賃が月額27,500円以上に変更になった場合

4 調整期間に係る特別手当の額の計算に当たっては、その算定の基礎となる基本給の月額、改正後の規程及び附則第1項本文の規定にかかわらず、従前の例による額とする。

5 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和57年6月30日達第746号）

この規程は、昭和57年6月30日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程の規定は、昭和57年7月1日から適用する。

附 則（昭和59年1月25日達第756号）

1 この規程は、昭和59年1月25日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和59年12月27日達第774号）

1 この規程は、昭和59年12月27日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和60年12月24日達第780号）

1 この規程は、昭和60年12月24日から施行する。ただし、第30条第2項の改正規定（第30条第2項の表の改正規定を除く。）は昭和61年1月1日から、第13条及び第30条第2項の表の改正規定は昭和61年4月1日から、第15条第4項の改正規定は昭和61年6月1日から施行する。

2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和61年12月10日達第792号）

1 この規程は、昭和61年12月10日から施行する。ただし、第29条第2項の改正規定は昭和62年1月1日から施行する。

2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和61年4月1日か



ら適用する。

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和62年6月24日達第804号）

この規程は、昭和62年6月24日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年12月16日達第807号）

- 1 この規程は、昭和62年12月16日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

- 2 昭和62年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の日本育英会職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第19条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第19条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の規程第19条の3の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和63年3月31日

（同日前に次の各号に掲げる事由が生じた職員にあつては、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日（その事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の前日））までの間の住居手当についても同様とする。

- (1) 改正前の規程第19条の3に規定する職員たる要件を欠くに至つた場合
- (2) この規程の施行の際居住していた住居を変更した場合（前号に該当する場合を除く。）
- (3) この規程の施行の際居住していた住居の家賃が月額20,400円以上に変更になつた場合

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和63年12月20日達第819号）

- 1 この規程は、昭和63年12月20日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第27条の規定を除く。）は昭和63年4月1日から、改正後の規程第27条の規定は同年4月17日から適用する。ただし、第15条第2項第2号及び第4号並びに第20条第2項の改正規定は、昭和64

年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成元年12月18日達第829号）

- 1 この規程は、平成元年12月18日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成2年4月16日達第837号）

この規程は、平成2年4月16日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成2年12月26日達第845号）

- 1 この規程は、平成2年12月26日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成3年7月8日達第849号）

この規程は、平成3年7月8日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程の規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成3年12月24日達第855号）

- 1 この規程は、平成3年12月24日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定、第15条第4項を削る改正規定、第19条第1項及び第2項の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定、第27条の次に1条を加える改正規定、第28条並びに第29条並びに第31条第1項の改正規定は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成4年3月31日達第863号）

（施行期日）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月30日達第874号）

この規程は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成4年12月17日達第880号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成4年12月17日から施行する。ただし、第29条第2項の改正規定は平成5年1月1日から、第19条の2第1項及び第2項の改正規定、同条第3項を第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定、別表第7の改正規定並びに附則第6項の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第7項において同じ。）による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。  
（扶養手当に関する経過措置）
- 3 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨（第1号に該当する者にあつてはその者が職員となつた日において、第2号に該当する者にあつては平成4年4月1日（以下「切替日」という。）において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となつた日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）がなく、かつ、この規程による改正前の日本育英会職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第15条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかつたときは、配偶者がなかつた旨を含む。）を届出なければならない。
  - (1) 切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに職員となつた者であつて、その者が職員となつた日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の規程第15条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの
  - (2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者
  - (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となつた者
  - (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがある職員であつた者
  - (5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の規程第16条の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があつた職員であつて、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となつた日に改正前の規程第15条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかつたもの
  - (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかつた職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となつた日に改正前の規程第15条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかつたもの

- 4 前項の規定による届出を行つた者に対する改正後の規程第17条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたとき、又は日本育英会職員給与規程の一部を改正する規程（達第880号。以下「改正規程」という。）附則第3項の規定による届出が改正規程の施行の日から30日を経過した後においてなされたときは、それぞれその」とし、同条第3項中「扶養親族で同条」とあるのは「扶養親族で同条又は改正規程附則第3項」と、「同条第3号」とあるのは「前条第3号」と、「（扶養親族で同条）」とあるのは「（扶養親族で同条又は改正規程附則第3項）」とする。
- 5 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の規程第17条第1項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第1項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「日本育英会職員給与規程の一部を改正する規程（達第880号）の施行の日から30日」とする。
- (1) 施行日から15日以内に新たに職員となつた者に新規扶養親族たる子等がある場合
  - (2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至つた場合
  - (3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となつた日に改正前の規程第15条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合  
(特別都市手当に関する暫定措置)
- 6 平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間においては、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程別表第7の支給割合欄中「100分の6」とあるのは、「100分の5」とする。  
(住居手当に関する経過措置)
- 7 切替期間において、改正前の規程第19条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第19条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の規程第19条の3の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第19条の3の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第19条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日（同日前に次の各号に掲げる事由が生じた職員にあつては、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日（その事由が生じた日が月の初日である

ときは、その日の前日) ) までの間の住居手当についても、同様とする。

- (1) 改正前の規程第19条の3に規定する職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) この規程の施行の際、居住していた住居を変更した場合（前号に該当する場合を除く。）
- (3) この規程の施行の際、居住していた住居の家賃が月額22,900円以上に変更になった場合  
(給与の内払)

8 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成5年11月24日達第887号）

(施行日等)

1 この規程は、平成5年11月24日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成6年3月25日達第893号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年8月31日達第902号）

この規程は、平成6年9月1日から施行する。

附 則（平成6年11月15日達第906号）

(施行日等)

1 この規程は、平成6年11月15日から施行する。ただし、第29条第2項の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。

2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成7年4月3日達第914号）

この規程は、平成7年4月3日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成7年11月7日達第921号）

(施行日等)

1 この規程は、平成7年11月7日から施行する。ただし、第19条の3、第20条第5

項及び第6項、第23条の2第3項並びに第29条第2項の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。

- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成8年12月16日達第933号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成8年12月16日から施行する。ただし、第29条第2項の改正規定は、平成9年1月1日から施行する。

- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成9年12月15日達第950号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成9年12月15日から施行する。ただし、第29条第2項の改正規定は、平成10年1月1日から施行する。

- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成10年11月5日達第971号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成10年11月5日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。ただし、第13条の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

（昇給停止に関する経過措置）

- 2 平成11年4月1日（以下この項及び次項において「基準日」という。）前から引

き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日において55歳（第2俸給表の適用を受ける職員にあつては、57歳。次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている職員については、改正後の規程第13条第4項本文の規定にかかわらず、なお従前の例により昇給させることができる。

- 3 基準日前から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して前項の規定によりなお従前の例により昇給させることができることとされた職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員については、改正後の規程第13条第4項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、別に定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員のうち、任用の事情等を考慮して前項又はこの項前段の規定により昇給させることができることとされた職員との権衡上必要があると認められる職員として別に定める職員についても、同様とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成11年12月6日達第991号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成11年12月6日から施行する。ただし、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第30条の2の改正規定を除く。）は、平成11年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成13年1月15日達第1004号）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成13年1月15日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の日本育英会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成13年3月28日達第1009号）

この規程は、平成13年3月28日から施行する。

附 則（平成13年12月28日達第1029号）

この規程は、平成13年12月28日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年11月28日達第1057号）

（施行日等）

1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第30条第1項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年3月に支給する特別手当（以下この項において「3月期特別手当」という。）の額は、改正後の第30条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される3月期特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に定める額が第1号に定める額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、3月期特別手当は、支給しない。

(1) 平成14年12月1日（3月期特別手当について改正後の第30条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、又は死亡した日）まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から同年12月1日前までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち基本給及びこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「基本給等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間についてこの規程による改正後の日本育英会職員給与規程の規定による俸給月額及び扶養手当の額により算定される基本給等の額の合計額

附 則（平成15年11月28日達第1083号）

（施行日等）

1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

2 平成15年12月に支給する特別手当の額は第30条第1項及び第2項の規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。

(1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日）において職員が受けるべき俸給、扶養手当、役職手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（第23条の2第2項に規定する別に定める額を除く。）の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

3 前項第1号に規定する合計額に100分の1.07を乗じて得た額又は前項第2号に掲



げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第1

第1俸給表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	452,900	376,400	316,000	275,500	235,400	194,600	132,200
2	464,900	388,900	328,500	288,000	247,700	206,600	136,900
3	476,500	400,300	340,200	300,400	259,800	218,600	141,600
4	487,100	411,400	351,400	312,000	271,500	230,500	146,900
5	497,600	421,600	362,500	323,500	282,700	242,400	153,300
6	507,700	431,100	373,400	334,600	293,800	254,200	161,300
7	517,000	440,000	384,000	345,500	304,300	266,000	170,000
8	526,200	448,700	393,700	355,700	314,400	272,700	178,200
9	534,900	457,000	403,300	365,500	324,100	278,800	186,400
10	543,100	465,100	411,900	374,500	333,300	284,400	194,600
11	550,800	472,600	420,400	383,200	342,100	289,400	199,200
12	558,500	479,900	428,800	391,600	350,900	294,300	202,900
13	566,200	487,100	437,100	398,600	359,400	298,700	206,500
14	571,200	493,400	443,700	405,500	367,300	302,800	209,700
15	575,800	499,600	449,800	412,000	374,600	306,900	212,600
16	580,300	504,700	455,300	418,400	380,800	310,700	215,500
17	584,500	509,500	460,800	424,800	387,000	314,200	218,400
18		514,300	466,200	430,600	392,700	317,300	221,300
19		519,100	471,600	436,100	398,000	320,300	
20		523,700	476,900	441,600	402,900		
21		528,300	482,100	446,700	407,700		
22		532,800	487,100	451,800	412,400		
23			492,000	456,400	416,900		
24				461,000	421,100		

備考 この表は、別表第2の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2

第2俸給表

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円
1	130,900	21	285,900
2	135,700	22	293,300

3	140,500	23	300,300
4	145,500	24	307,200
5	150,600	25	314,100
6	156,000	26	320,600
7	164,100	27	327,000
8	172,600	28	333,100
9	181,100	29	338,700
10	189,900	30	343,900
11	198,900	31	348,500
12	208,100	32	352,700
13	217,600	33	356,900
14	227,400	34	360,700
15	236,800	35	364,300
16	245,800	36	367,900
17	254,400	37	371,400
18	262,700	38	374,900
19	270,600	39	378,400
20	278,400	40	381,800

備考 この表は、自動車運転手、電話交換手、気かん士、守衛、清掃婦の職務に従事する職員に適用する。

#### 別表第4

##### 等級別標準職務表

##### 一 1等級

- 1 部長および次長の職務
- 2 支所長の職務

##### 二 2等級

- 1 課長の職務
- 2 室長の職務
- 3 参事の職務
- 4 考査役の職務

##### 三 3等級

- 1 課長補佐の職務
- 2 専門職の職務
- 3 専門的知識経験を必要とする業務を分掌する係長の職務
- 4 高度の専門的知識経験を必要とする業務を担当する専門員の職務

##### 四 4等級

- 1 係長又はこれに準ずる主任の職務

2 専門的知識経験を必要とする業務を担当する専門員の職務

五 5等級

1 主任の職務

2 専門員の職務

六 6等級および7等級

一般的業務を行なう者の職務

別表第5

初任給基準表

俸給表の適用区分		学歴	初任給
第1俸給表の適用を受ける職員		大学卒	6等級1号俸
		短大卒	7等級7号俸
		高校卒	7等級5号俸
		中学卒	7等級1号俸
第2俸給表の適用を受ける職員	(甲)	高校卒	6号俸
		中学卒	3号俸
	(乙)		6号俸
	(丙)	高校卒	4号俸
		中学卒	1号俸

備考 第2俸給表の適用を受ける職員の職種区分は、次のとおりとする。

(1) 甲 自動車運転手，電話交換手，汽かん士

(2) 乙 守衛，小使，清掃婦

(3) 丙 甲に掲げる職種の補助業務に従事する者

別表第6 削除

別表第7

特別都市手当支給地域

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の6
愛知県名古屋市	100分の4
大阪府大阪市	